

## 消費者確認通知

平成26年 管理番号(キ) 0345

この度、貴方が以前契約された訪問販売会社に対して未納料あるいは契約違反がみつけられた為、当該会社が管轄裁判所に訴状を提出された為に本状を以て通知致します。

会社名、訴訟内容のお問い合わせにつきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは原告側からの勧告並びに御本人様と訴訟内容の正当性を確認する機関になります。

当センターが貴方に対して訴訟を起こしているのではありませんので予めご了承ください。  
又、送り付け商法や押しつけ商法等についてのご相談もお受け致します。

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。  
尚、故意に放置しておくと、相手方の言い分どおりの判決が出てしまい、執行官立会いのもとあなたの給料や財産の差押さえ等をされてしまう事がありますので、十分ご注意ください。

※最近個人情報を悪用する業者の手口も見受けられます。  
万が一一身に覚えが無い場合早急にご連絡下さい。

受付時間 9:00~17:30 (土・日・祭日を除く)

(相談窓口) 03-4530-8372

〒120-0001 東京都 足立区 大谷田 4-4-16

全国消費者支援センター